

見守り 新鮮情報

自分の**留守中**に自宅へ**海産物販売業者**から**電話**があり、妻が出た。**業者**は自分の**住所と名前を知っており**、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。**ズワイガニ**を

6日後に**代引きで送る**」と言われ、**妻は事情がわからず承知した**という。**帰宅後**に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた番号へ電話し、「**注文を取り消したい**」と伝えたところ了承された。**キャンセルできたが不安だ。**(60歳代 男性)



カニの勧誘電話にご用心

ひとこと助言

確認しよう



見守るくん

- カニなどの海産物の勧誘電話を受け、強引に契約をさせられた、断ったのに商品が届いた、キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない、家族が注文したと思い返事をしてしまった、などの相談が多数寄せられています。
- 家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。
- 電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。
- 業者と連絡が取れないなど、不安なとき、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。